

福井市障がい者地域生活支援拠点等の整備類型の変更について

福井市福祉保健部障がい福祉課



地域生活支援拠点等とは... 以下、地域生活支援拠点等は「拠点等」と言います。

拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。

拠点等に求められるものとして以下の5つの機能があります。

求められる5つの機能

相談(地域移行・親元からの自立)

緊急時の受け入れ・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)

体験の機会・場(一人暮らし、グループホーム)

専門的人材の確保・養成(サービス水準の向上、標準化)

地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)

整備類型ごとのイメージ(多機能拠点整備型)

多機能拠点整備型 現状の福井市の整備類型(H29～R3年度)

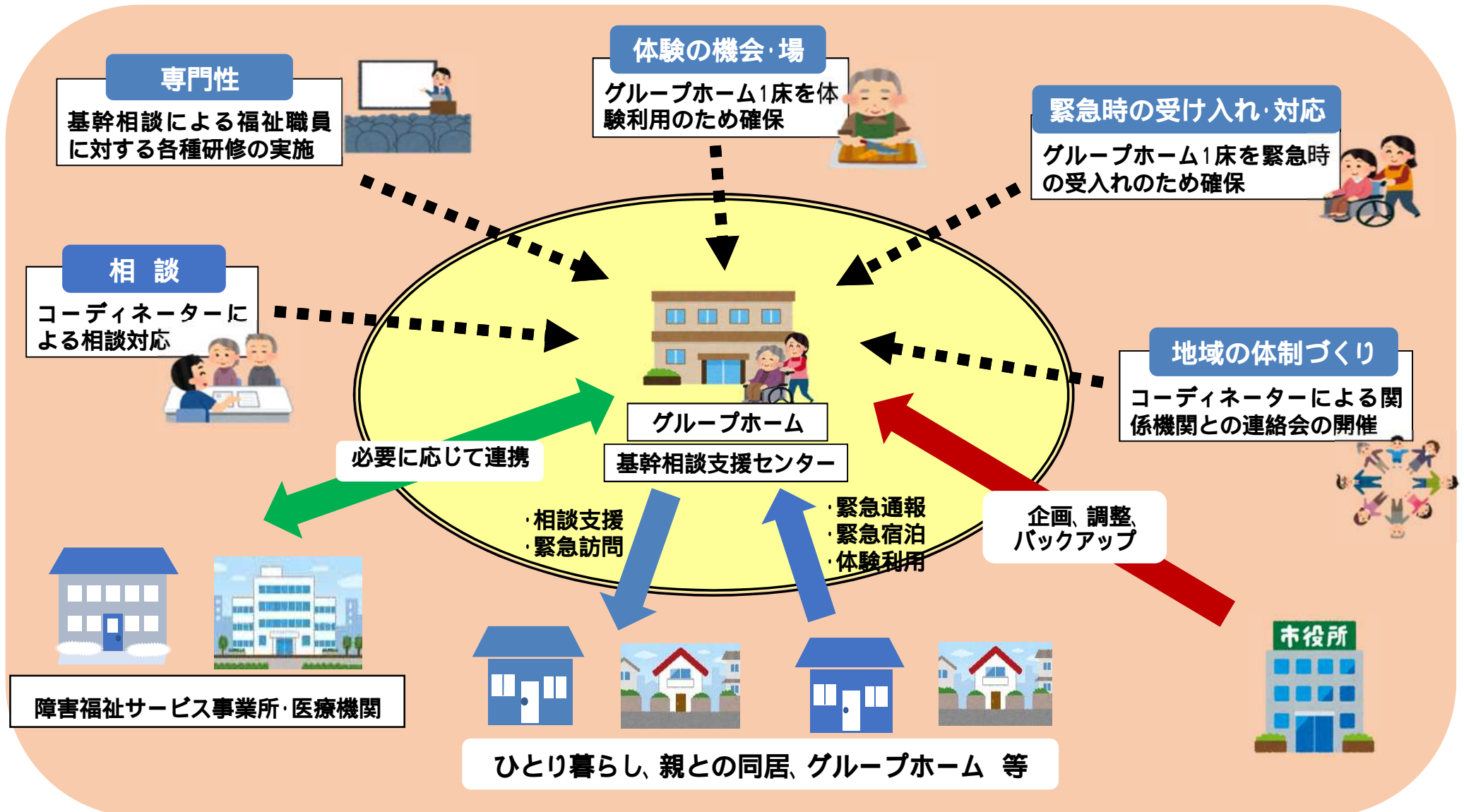
【傾向・特徴】

拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援施設等に付加している
比較的力のある法人(地域でさまざまな事業を展開している)を中心に整備
ワンストップで相談から緊急対応まで可能

- 相談から緊急対応まで、1か所で対応可能となり同じ場所、同じ人が対応することで安心感がある
- 緊急時の受入れ側の職員は、相談時のアセスメント情報などについて情報共有が図れ、適切な対応が可能

整備類型ごとのイメージ(多機能拠点整備型)

【イメージ図】



整備類型ごとのイメージ(面的整備型)

面的整備型

【傾向・特徴】

地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

相談機能の活用

・相談機能を充実させることで、特定の地域で障がい種別ごとに対応することができる

異なる専門性を持つ事業所間の連携

・専門性のある事業所それぞれが拠点等となり、他の事業所と連携を図ることで、全障がい種別に対応が可能

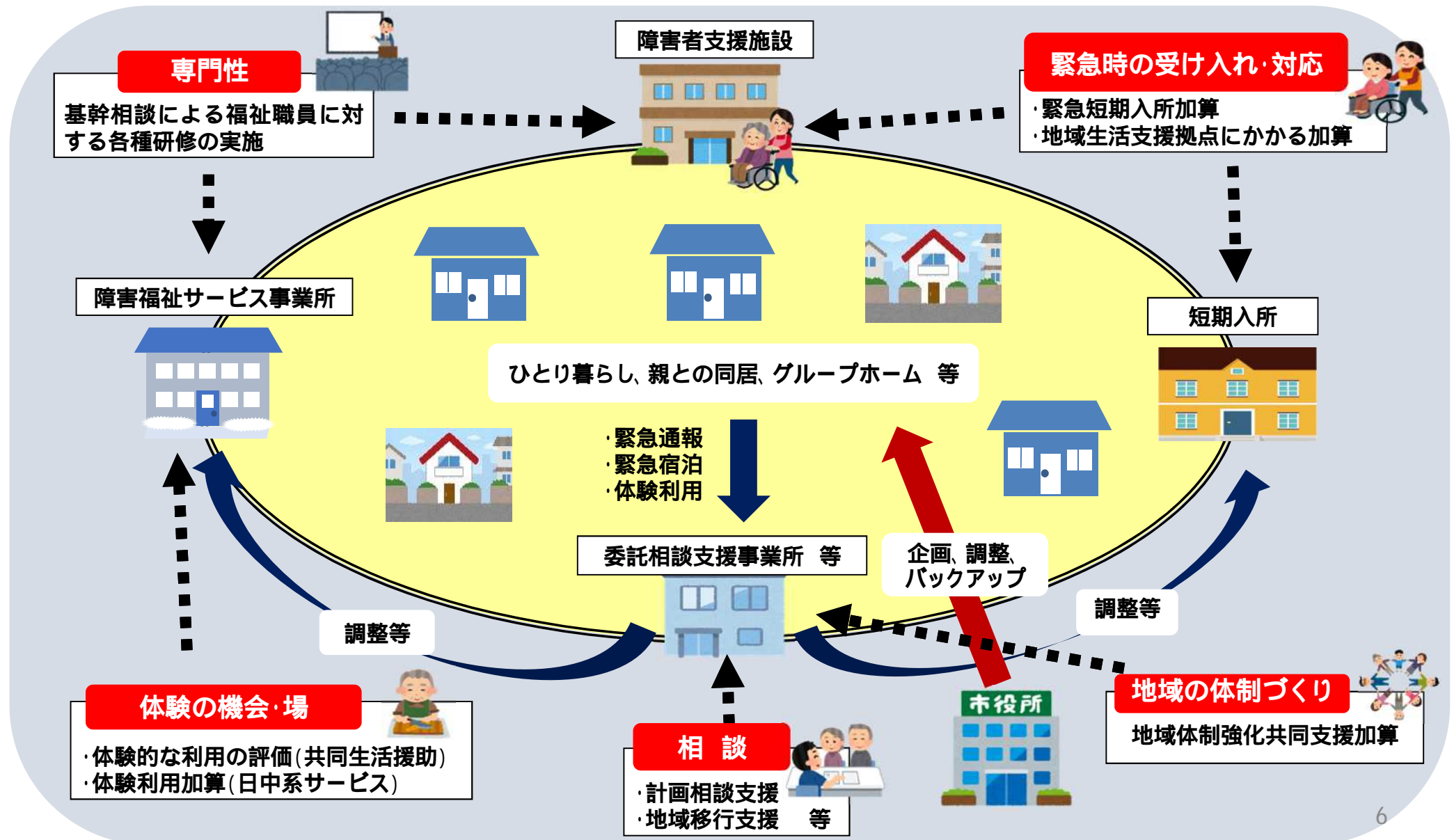
地域の資源を有効活用

・地域の様々な資源を有効活用することで、既存の体制を活かした整備が可能

・地域の事業所が関わることで、地域に一体感が形成される

整備類型ごとのイメージ(面的整備型)

【イメージ図】



現状の拠点等の課題等について

令和3年度拠点等について自立支援協議会委員に対し、調査・検証を行った。

委員からの主な課題・意見として...

- ・広域である福井市で多機能拠点整備型では運用が難しい
 - ・委託法人によって対応出来る障がい種別が限定される
 - ・障がい種別によって緊急対応が難しいため、面的整備を検討すべき
- 他市町においても面的整備型による拠点等の実施が多数派であり、それだけメリットがあると考えられる。

地域生活支援拠点事業 意見票
取りまとめ(検証結果)
対象 自立支援協議会全体会 委員
調査期間 令和3年6月28日~7月中
回答者数 10名

以上のことを踏まえ

幅広く地域の障がいの方に対応可能な
面的整備へ整備類型を変更することが妥当と判断する

整備類型変更(面的整備型)に伴う各機能について

機能 相談



【目的】親亡き後や緊急時を見据えて予防的に支援体制を整えておく

機能を担う機関	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 一般相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none">・緊急時の支援が見込めない世帯の把握に努める。・サービス等利用計画を作成する際に、緊急時の対応ができるような視点を持って作成する。
委託相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none">・対象者がサービス利用しておらず、緊急時の支援が見込めない世帯の場合、委託相談支援事業所が世帯の把握に努める。・緊急時の支援が見込めない世帯には、ニーズに応じて予防的に短期入所等のサービス利用を勧奨する。

整備類型変更(面的整備型)に伴う各機能について

機能 緊急時の受け入れ・対応



【目的】緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受け入れを行う

機能を担う機関	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 委託相談支援事業所	対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行う。また、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。
短期入所事業所 医療機関 等	特定相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。

整備類型変更(面的整備型)に伴う各機能について

機能 体験の機会・場の提供



【目的】本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する

機能を担う機関	役割
特定相談支援事業所 委託相談支援事業所 等	病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。
日中活動系事業所 短期入所事業所 等	特定相談支援事業所等からの体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。

整備類型変更(面的整備型)に伴う各機能について



機能 専門的人材の確保・養成

【目的】支援者の育成・スキルアップを図る

機能を担う機関	役割
基幹相談支援センター 自立支援協議会 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センターによる人材育成の研修の実施・自立支援協議会(相談支援事業者連絡会、各専門部会)での研修の実施

整備類型変更(面的整備型)に伴う各機能について



機能 地域の体制づくり

【目的】地域のあらゆる社会資源をネットワーク化する

機能を担う機関	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 自立支援協議会	支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

拠点等にかかる報酬について

機能区分	対象事業	加算等名(報酬含む)	加算等内容(算定要件等)	単価	運営規程への記載	運営規程に記載が必要な機能
1 相談	特定相談支援 (障害児相談含む)	地域生活支援拠点等相談強化加算	障害の特性に起因して緊急に支援の必要性が生じた利用者に対し、本人、家族からの要請に基づき速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報の提供や利用に関する調整を行った場合に算定	700単価/回 (月4回を限度)	○	相談機能
	特定相談支援 (障害児相談含む)	機能強化型サービス 利用支援費(、、)	<p>一体的管理運営を行う特定相談支援事業所</p> <p>(一)利用者情報、サービス提供に当たる留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催 (二)24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している (三)新規採用相談員に対し、現任研修修了者の相談員の同行による研修を実施 (四)基幹相談等から紹介される困難事例に係る者に対し、計画相談支援を提供している (五)基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している (六)運営規程において、地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めている (七)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において常勤・専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了している (八)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において、それぞれ常勤・専従の相談支援専門員を1名以上配置している (九)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において、それぞれ取扱件数が40未満である</p> <p>上記以外の特定相談支援事業所(単独事業所で算定する場合)</p> <p>(一)利用者情報、サービス提供に当たる留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催 (二)24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している (三)新規採用相談員に対し、現任研修修了者の相談員の同行による研修を実施 (四)基幹相談等から紹介される困難事例に係る者に対し、計画相談支援を提供している (五)基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している (六)事業所単独で常勤専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了している (七)取扱件数が40未満である</p>	<p>○計画相談支援 ()1,864単位/回 ()1,764単位/回 ()1,672単位/回 ()に必要な要件 ・(一)～(六)まで、 (八)及び(九) ・常勤専従3名以上配置し、かつ1名以上が現任研修を修了 ()に必要な要件 ・(一)、(三)～(六)まで及び(九) ・常勤専従1名以上配置し、かつ1名以上が現任研修を修了 ○障害児相談支援 ()2,027単位/回 ()1,927単位/回 ()1,842単位/回 ()()の要件は上記と同じ</p> <p>単独算定の要件 ()() ・人員配置、取扱件数は上記同様 ()(一)から(五) ()(一)及び(三)から(五)</p>	○	相談機能 専門的人材の 確保・育成
2 緊急時の 受け入れ・ 対応	短期入所	地域生活支援拠点等に係る加算	地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所が、緊急時の受け入れに限らず指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に算定	100単位/日	○	緊急時の受け入れ・対応
	短期入所	定員超過特例加算	「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算(その間は、定員超過利用減算は適用しない)	50単位/日	×	
	短期入所	緊急短期入所加算	介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(やむを得ない事情がある場合にあっては、14日)を限度として当該緊急利用者のみに対して加算	()180単位/日 ()270単位/日	×	

拠点等にかかる報酬について

機能区分	対象事業	加算等名(報酬含む)	加算等内容(算定要件等)	単価	運営規程への記載	運営規程に記載が必要な機能
2 緊急時の受け入れ・対応	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等	地域生活支援拠点等にかかる加算	地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護支援事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急時の対応を行った場合に算定	50単位/日 (緊急時対応加算、緊急時支援加算()、緊急時支援費()を算定時更に上乘せ)	○	緊急時の受け入れ・対応
	自立生活援助等					
3 体験の機会・場の提供	日中活動系	体験利用支援加算	指定障害者支援施設利用者で、施設内の日中系のサービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使って地域の障がい福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行った場合算定	500単位/日 (初日から5日目) 250単位/日 (6~15日目まで) +50単位/日 (地域生活支援拠点の場合)	○	体験の機会・場の確保
	一般相談支援	体験利用加算				
	施設入所支援	体験宿泊支援加算	利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合算定	120単位/日	○	体験の機会・場の確保
	一般相談支援	体験宿泊加算()	単身での生活を希望している利用者に対して、単身生活に向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合算定	() 300単位/日 () 700単位/日 +50単位/日 (地域生活支援拠点の場合)		
4 専門的人材の確保・養成	生活介護	重度障害者支援加算(体制加算)	強度行動障害支援者養成研修修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算	7単位/日	×	
		重度障害者支援加算(個人加算)	実践研修修了者の作成した支援計画シートに基づき、強度行動障害支援者養成研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に算定	180単位/日		
5 地域の体制づくり	特定相談支援(障害児相談含む)	地域体制強化共同支援加算	月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算	2000単位/月 (月1回限度)	○	地域の体制づくり

事業所登録について

1 運営規程の変更

拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規程にその旨の記載が必要。(記載例は次頁スライド参照)

2 届出書の提出

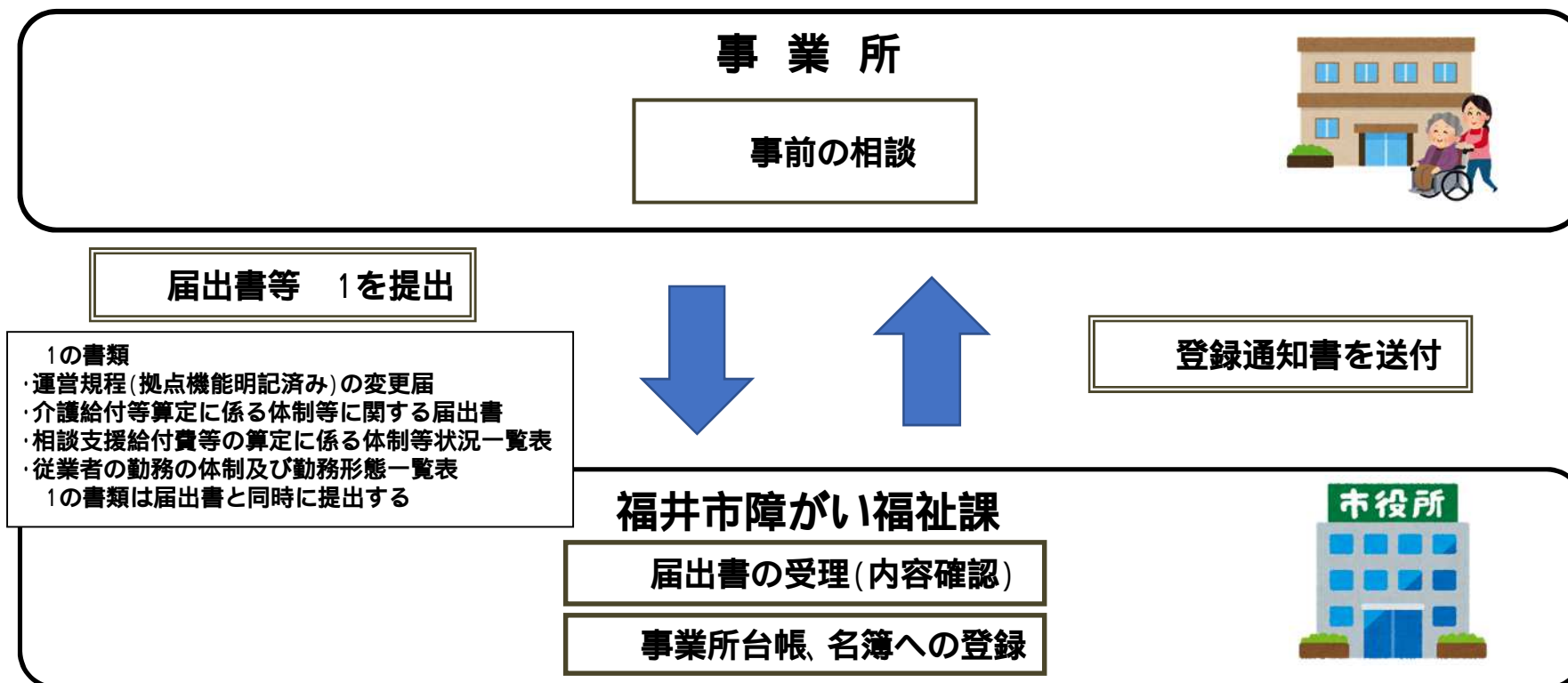
事前相談ののち、添付書類を添えて障がい福祉課へ届出書を提出。

3 登録

届出書を確認後、地域生活支援拠点等事業所名簿(事業所台帳含む)に登録し、地域生活支援拠点等事業者登録通知書を事業所へ送付。

また、登録した事業所はホームページにて公表する。

登録の流れ



事業所登録について

運営規程への記載について

拠点等の機能を担う事業所として届出を行う際には、以下の項目を運営規程に追加して下さい。

運営規程の記載例

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第 条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援の見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所の場合

短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

訪問系サービス事業所等の場合

介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に本人への支援や医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

事業所登録について

運営規程の記載例

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者などに対し、専門的な対応の体制確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(1)～(5)の役割は例であり、拠点等の整備単位ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載して下さい。

複数加算を算定する場合や加算(機能強化型サービス利用支援費等)によっては運営規程への記載が複数の項目にわたり、必要になりますので、留意して下さい。

今後のスケジュールについて

令和4年1～3月

自立支援協議会での意見聴取(各専門部会、連絡会)及び決定内容の報告(全体会)
サービス提供事業所への周知(要綱等のホームページへの掲載、関係機関へのメール送付 等)
事業所登録受付開始(全体会後の2/17～)
4月分のサービス提供から報酬算定する場合、3月15日までに届け出必要

令和4年4月～

ホームページにて公表(拠点登録事業所情報)
申請手続き受付、拠点登録情報の随時更新

ご清聴ありがとうございました



福井市福祉保健部障がい福祉課